



## かみかわの歴史・発見！

第53回 展示資料紹介⑩「縄文土器」

問合せ 生涯学習課 文化財担当 ☎0274-52-2586 FAX0274-52-2586

多目的交流施設の文化財展示室に展示している縄文土器の一つに大字矢納の下久保コテージ付近から出土したのがあります。この土器は、神泉地区で初めて発見されたものです。発掘調査による出土ではないため詳細は不明ですが、発見当時の記録から住居跡からではなくお墓に伴う土器の可能性が高いです。今から約4,500年前の縄文時代中期に関東一円で流行した加曾利E式土器と呼ばれる土器型式の深鉢で、用途は煮炊きや貯蔵用と考えられ、縄文時代における代表的な器種です。

土器を見てみると胴体に縄文が施され、口の部分には渦巻き状の文様が付けられています。

発見当初は矢納中学校で保管されていましたが、閉校になると神泉地区内の施設を転々としてきました。現在は神川町多目的交流施設展示室に展示されています。



## かみかわ町長コラム

令和8年度 未来へのスタート



神川町長 櫻澤 晃

限られた財源の中、国や県の補助金を有効に活用し、10年、20年先を見据え時代にあったそして町民皆様のニーズに応えるため、新年度一般会計予算68億6,100万円が3月定例会で承認され、新たな事務事業がスタートしました。いずれの予算も、町民皆様の福祉向上や町の発展のために使われます。

そして、令和7年度末から令和8年度にかけて実施している事業のうち、今回は町民皆様に特に関わりの深い事業を紹介いたします。「暮らし応援商品券」は町民皆様の生活支援や地域経済の活性化を目的とするもので、全員の方に配布されますのでぜひご利用ください。

暮らし応援商品券 ★物価高騰支援	全町民を対象に1人1万円(千円券10枚)を配布します。町内事業所で利用できます。利用期間は9月30日までです。(商品券は書留等で郵送)
水道基本料金減免 ★物価高騰支援	令和8年2月より9月までの基本料金(1,320円×8か月=10,560円)の減免
子育て応援手当(国事業) ★物価高騰支援	児童1人に2万円を支給(児童手当受給者は申請不要)
子育て世帯移住支援金 ★移住・定住対策	町外に居住し、18歳未満のお子様と同居世帯の人が町内に移住(住居を取得)した場合、30万円を支給(5年以上の居住意思の確認有)
新幹線通勤・通学定期券購入補助 ★定住促進	新幹線を利用し、通勤通学している場合に月額最大2万円(1/2補助)を補助(通勤は3年間、通学は修業年限まで)

## 事業者向け各種補助制度のご案内

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

### 【中小企業者等防犯設備設置費補助金】

町内の中小企業者等(個人事業主や農家を含む)が、事業所等(田畑や農業用施設を含む)に防犯設備を購入・設置する場合に、経費の一部を補助します。

対象者 町内中小企業者等で今後も事業継続の意思があること ※その他諸条件あり

対象経費 防犯設備(防犯カメラ等)の購入費・設置工事費

補助金額 補助率1/3 上限5万円



### 【特産品開発支援事業補助金】

特産品を新たに開発し販売する事業を補助します。(特産品とは、町内生産の農林水産物など地域資源等を活用して製造された商品で町の魅力発信につながるもの。)

対象者 町内に住所を有する個人・団体または事業所を有する法人 ※その他諸条件あり

対象経費 特産品の開発経費 など

補助金額 補助率1/2 上限20万円



### 【起業支援補助金】

町内で新たに起業する方または起業1年未満の方に対して、起業に要する費用の一部を補助します。

対象者 ①町内居住 ②町内に事業所を設置 ③商工会による相談指導および事業計画書の確認を受け商工会が認め推薦する方 ※その他諸条件あり

対象経費 事業所等改装費、備品購入費、広報費、商業登記費

補助金額 補助率1/2 上限20万円



## くらしの110番 引越し事業者とのトラブルに注意

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

引越しに関する相談は毎年100件前後寄せられています。中でも、床・壁などの傷や家電の故障、家財の紛失に関する相談が目立ちます。しかし原因の証明が難しく、事業者には非がないと主張するケースもあります。

他にもキャンセルを拒否された、事業者と連絡がつかないなどの相談や段ボール等の梱包資材の対応など引越し特有の相談が多く見受けられます。また、引越しに乗じて勧誘されるWi-Fiやウォーターサーバーの契約ではキャッシュバックなどキャンペーンに関し、事前の説明と違うなどの相談も寄せられ注意が必要です。

【事例】引越し後に一部の荷物が紛失していることに気づいた。引越し業者に補償を求めているが、事業者が紛失を認めない。

### 消費者へのアドバイス

- ①引越し作業時の傷や紛失等に備え、作業前の状態を写真やメモなどで記録し、比較できるようにしておく。
- ②段ボール受け取り後に契約をキャンセルした際、段ボールの費用と送料を請求される場合があるため、梱包資材の扱いについては事前に確認しておく。
- ③契約する前に業者が運送業の許可を受けているかを確認し、無許可業者への依頼はしない。
- ④見積りや契約内容はよく確認し、引越しに付帯したサービスを受ける場合はその詳細も確認しておく。

▼困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費者ホットライン ☎188 (いやや) 埼玉県消費生活支援センター熊谷 ☎048-524-0999